

大 個 審 第 3 1 号  
( 答 申 第 9 3 号 )  
平成 1 8 年 3 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

事業者指針に関する意見について (答申)

大阪府個人情報保護審議会は、平成 8 年 4 月の設置以来、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資するという大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。)の目的を旨として、条例の運用に当たり、数多くの諮問案件を審議し、また、大阪府における個人情報保護制度の在り方について建議を行ってきました。

事業者が取り扱う個人情報の保護については、当審議会において、平成 8 年 9 月 1 7 日、条例に基づく知事の諮問に対し、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針 (事業者指針) の答申を行い、同年 1 0 月からその運用が行われてきたところです。

事業者指針が作成されて既に 9 年が経過し、インターネットの急速な普及による個人情報の漏えい等の危険性の増大など、個人情報をとりまく環境が大きく変化しており、また、平成 1 5 年 5 月には、個人情報の保護に関する法律 (以下「個人情報保護法」という。)が制定され、民間部門を含めた個人情報保護制度が一定整備されたところです。

当審議会は、これらの状況を踏まえ、平成 1 8 年 3 月 1 4 日付け人権第 2 0 0 7 号をもって諮問のあった事業者指針について、事業者における個人情報の適正な取扱いを推進し、府民等の権利利益の保護を図る観点から審議したところ、今後、事業者指針の運用に当たっては、個人の自己情報のコントロールが実効的になされるよう、下記の点に配慮することを前提に、別紙の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 (センシティブ情報) に関する規定については、条例の基本理念及び特色を表すものであり、今後とも維持することとするが、引き続き、その重要性、意義を十分に認識した上で、運用すること。

2 事業者指針は、個人情報保護法の対象事業者か否かを問わず、事業者全般を対象とするものであることを十分に踏まえ、今後とも、事業者において個人情報保護の取組みが適切になされるよう、広く周知徹底を図るよう努力すること。

また、事業者における個人情報の保護を実効性あるものとするためには、事業者における取組みに加え、府民が個人情報保護制度の仕組みを理解し、自己に関する個人情報について、個人が事業者に対してなし得る行為等を了知している状態にあることが求められる。

従って、これらについて個人情報に関する苦情相談に対する的確に助言するほか、広く府民に対し啓発を行うよう努めること。

## 【別紙】

### 事業者指針

#### 1 指針作成の目的

この指針は、個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第49条第2項に基づき、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

#### 2 対象となる事業者

(1) この指針において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(2) 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この指針を適用しない。

ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

イ 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

ウ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

エ 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

オ 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

#### 3 対象とする個人情報

(1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

- (2) この指針は、情報処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

#### 4 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行う。
- (3) 個人情報の収集に当たっては、原則として、本人がその取扱目的を確認できるようにする。
- (4) 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を収集する場合は、原則として、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示する。
- (5) 個人情報の本人以外のものからの収集は、以上の制限のほか、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

#### 5 個人情報の利用又は提供

- (1) 個人情報の利用又は提供は、原則として、収集したときの目的の範囲内で行う。
- (2) 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

#### 6 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努める。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ速やかに廃棄し、又は消去する。
- (4) 従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の適切な管理が図られるよう、従業者に対し、必要かつ適切な監督を行う。
- (5) 個人情報を取り扱う事業を外部に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。

#### 7 特に慎重な取扱いを要する個人情報

次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う。

- (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

## 8 自己に関する個人情報の開示等

- (1) 本人から自己に関する個人情報について開示を求められたときは、原則として、これに応ずる。
- (2) 本人から自己に関する個人情報について内容が事実でないという理由によって訂正、追加又は削除を求められたときは、原則として、取扱目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正、追加又は削除を行う。
- (3) 本人から自己に関する個人情報について取扱目的を達成するために必要な範囲を超えて収集されているという理由、適法かつ公正な手段により収集されたものでないという理由、本人外収集の制限に違反して収集されたものであるという理由又は利用の制限に違反して利用されているという理由によって、利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、これに応ずる。
- (4) 本人から自己に関する個人情報について提供の制限に違反して提供されているという理由によって、提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、これに応ずる。
- (5) (1)から(4)において、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合又はその措置と異なる措置をとる場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努める。

## 9 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理する。

## 10 責任体制

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努める。

## 11 漏えい等が発生した場合の措置

個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容及び事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発防止に努める。